

【申請前に必ずお読みください】

# 平塚市貨物運送事業者 燃料高騰対応支援金 【募集要領】

【申請受付期間】 令和8年10月19日から令和8年12月28日

【送付先】 〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

平塚市産業振興部産業振興課 企業支援・労政担当

平塚市貨物運送事業者燃料高騰対応支援金担当 宛

【問い合わせ先】 平塚市産業振興課

受付時間：平日8時30分から17時まで

電話：0463-21-9758

※各様式は、平塚市ウェブサイトからダウンロードしてください。

※原則、郵送で申請してください。

令和8年10月19日 初版



## 1 目的

この制度は、燃料の価格の高騰による影響を受けている市内の中小貨物運送事業者に対し、平塚市貨物運送事業者燃料高騰対応支援金を支給することにより、地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持することを目的としています。

## 2 支援金交付金額

- (1) 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者事業者 200,000円  
(2) 貨物軽自動車運送事業者 20,000円

※併給は不可とし、両方に該当する場合は(1)を優先する。

※申請は1事業者につき1回限り。

## 3 申請受付期間

**令和8年10月19日から令和8年12月28日まで【当日消印有効】**

※予算の範囲を超えた場合は、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。

## 4 交付対象者、交付要件

申請にあたっては、以下の(1)～(5)のすべての要件を満たす必要があります。

なお、本支援金は、事業者を単位として交付するものであり、事業所を単位として交付するものではありません。

- (1) 平塚市内に事業所を有すること（本店は市外でも可）  
(2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第3条の許可を受けた一般貨物自動車運送事業者、法第35条の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者、又は法第36条の規定による届出を行った貨物軽自動車運送事業者のうち、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人若しくは個人（以下「中小貨物運送事業者」という。）（※みなし大企業を除く）

※交付対象者の範囲は以下のとおりです。

| 交付対象となりうる者                                                                                                                                        | 交付対象にならない者                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ・法第3条の許可を受けた一般貨物自動車運送事業者<br>・法第35条の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者<br>法第36条の規定による届出を行った貨物軽自動車運送事業者<br>上記のいずれも資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人若しくは個人 | ・大企業（みなし大企業を含む）<br>・申請時点で事業を営んでいない者<br>・令和8年1月1日以降に事業を停止したもの（再開した者も含む） |

※みなし大企業は交付対象外となります。

みなし大企業とは次のいずれかに該当する企業を言います。

- ・発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している
- ・発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を大企業が所有している
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している

(3) 令和8年1月1日までに、許可を受け、又は届出を行った中小貨物運送事業者であること

(4) 令和8年1月1日から令和8年7月31日までの間、中小貨物運送事業者として事業を継続しており、かつ令和8年8月1日以降も事業を継続し、申請日時点において引き続き事業を継続する意向があること

(5) 市税の滞納がないこと

- ア 平塚市 固定資産税課（平塚市役所本館2階214番窓口）にて「完納証明書」を取得してください。
- イ 市税の課税が無い場合は、平塚市 固定資産税課（平塚市役所本館2階214番窓口）にて「未納がない旨の証明書」を取得してください。
- ウ ア、イの方法により取得できない場合は、平塚市産業振興課（電話：0463-21-9758）まで御連絡ください。

以下の要件に該当する場合は対象となりません。

- (1) 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者（※）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (3) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (4) その他市長が適切でないと認める者

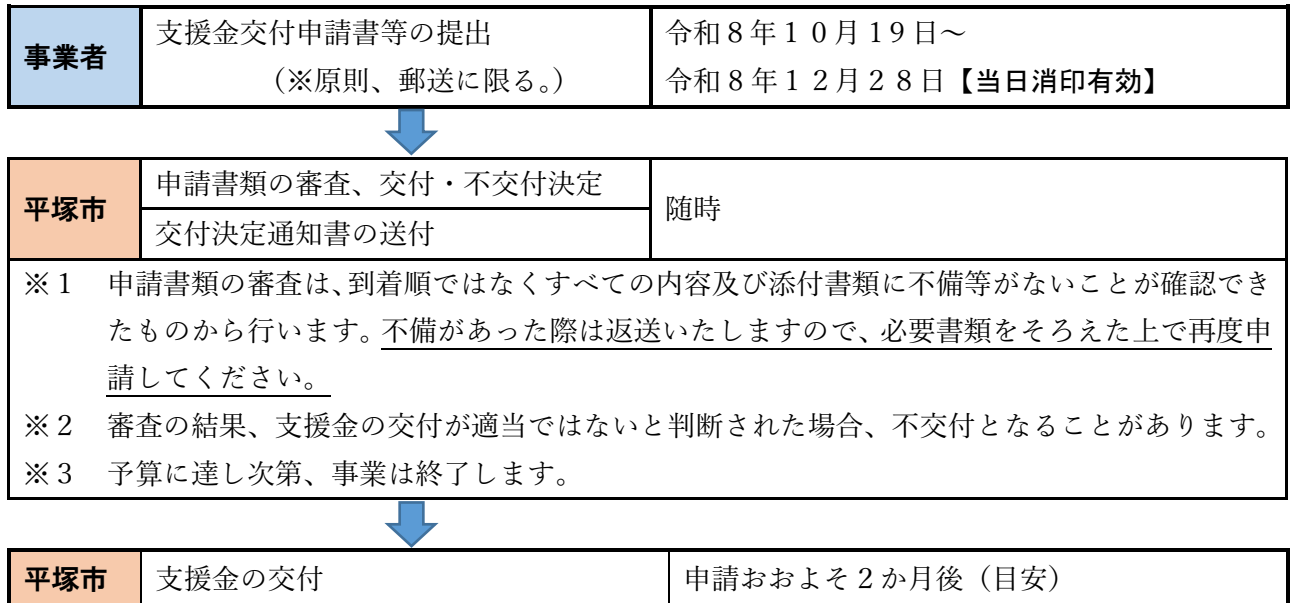
(※) 本市では、平成23年7月1日から平塚市暴力団排除条例を施行しており、第3条、第5条に基本理念、市民及び事業者の役割を規定しています。これに則り第8条の規定により暴力団を排除しようとする場合において必要があると認めるときは、神奈川県警察本部長に意見を聴く場合があります。

## 5 支援金の交付額

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 一般／特定貨物自動車運送事業者 | 1事業者あたり200,000円 |
| 貨物軽自動車運送事業者     | 1事業者あたり20,000円  |

## 6 交付の流れ

支援金の申請から交付までの流れは以下のとおりです。



## 7 応援金交付申請方法

### (1) 申請書類の提出方法

令和8年12月28日までに、次の宛先に申請書類一式を郵送してください。

#### 【書類の送付先】

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

平塚市産業振興部産業振興課 企業支援・労政担当 平塚市貨物運送事業者燃料高騰対応支援金担当 宛

電話：0463-21-9758（平日8時30分から17時まで）

### (2) 申請書様式の入手方法

平塚市ウェブサイトから様式をダウンロードしてください。

[https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page33\\_00185.html](https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page33_00185.html)

二次元バーコードはこちらです。



### (3) 提出する書類

以下に掲げる書類を全て揃えて提出してください。

一般／特定貨物自動車運送事業者と貨物軽自動車運送事業者では提出物が異なりますのでご注意ください。必要に応じて追加書類の提出を依頼することがあります。

#### ア 一般／特定貨物自動車運送事業者

| 提出書類（必須） |                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | 平塚市貨物運送事業者燃料高騰対応支援金交付申請書兼請求書（第1号様式の1）                                                                                                                                                                                |
| 2        | 事業者情報調書（第2号様式）                                                                                                                                                                                                       |
| 3        | 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る免許証（許可証）の写し<br>※事業区域が平塚市である記載がある書類（記載がない場合は下記の書類も必要）<br>※紛失した場合、事業証明願でも可<br>※令和8年1月1日以前の認可書でも可                                                                                          |
|          | 【免許証（許可証）などに事業区域が平塚市である記載がない場合（追加提出書類）】<br>次のいずれかを併せて提出してください<br>・平塚市を営業所所在地とする事業計画変更認可証等の写し<br>・平塚市内の営業所を届け出た際の事業の認可申請書若しくは届出書の写し（運輸支局の受理印があるもの）<br>・その他平塚市内で事業を営んでいることが確認できる書類（神奈川県トラック協会の会員は、神奈川県トラック協会発行の証明書でも可） |
| 4        | 振込先の口座に関する書類（金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義が分かる書類。預金通帳1枚目の見開きのページの写し。ネットバンクの場合は上記がわかる書類）                                                                                                                                     |
| 5        | 市税の滞納が無いことが確認できる書類（市税完納証明書の写し）<br>※市税完納証明書は、申請する事業者のものを平塚市 固定資産税課（平塚市役所本館2階214番窓口）にて取得してください。<br>※市税の課税が無い場合は、平塚市 固定資産税課（平塚市役所本館2階214番窓口）にて「未納がない旨の証明書」を取得してください。<br>※証明書は、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。                       |

#### イ 貨物軽自動車運送事業者

| 提出書類（必須） |                                                                                                                                             |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | 平塚市貨物運送事業者燃料高騰対応支援金交付申請書兼請求書（第1号様式の2）                                                                                                       |
| 2        | 事業者情報調書（第2号様式）                                                                                                                              |
| 3        | 貨物軽自動車運送事業者に係る平塚市内の営業所を届け出た際の事業経営届出書等の写し（運輸支局の受理印があるもの）<br>※貨物軽自動車運送事業に係る届出書等を紛失した場合、事業証明願、又は車両1台分の自動車検査証記録事項の写しに当該車両のナンバーが読み取れる写真を添付したもので可 |
| 4        | 振込先の口座に関する書類（金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義が分かる書類）                                                                                                  |

|   |                                                                                                                                                                                                          |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | 預金通帳 1 枚目の見開きのページの写し。ネットバンクの場合は上記がわかる書類)                                                                                                                                                                 |
| 5 | 自動車検査証記録事項の写し<br>※申請者と「使用者の氏名又は名称」欄の記載が一致しているもの（車両 1 台分で可）<br>※3 で自動車検査証記録事項の写しを提出される場合には、重複での提出は不要                                                                                                      |
| 6 | 運転免許証の写し等、本人確認書類の写し（個人事業主のみ）<br>※法人の場合は提出不要<br>※運転免許証を所持していない場合、マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート等の写しを提出してください。                                                                                                      |
| 7 | 市税の滞納が無いことが確認できる書類（市税完納証明書の写し）<br>※市税完納証明書は、申請する事業者のものを平塚市 固定資産税課（平塚市役所本館 2 階 214 番窓口）にて取得してください。<br>※市税の課税が無い場合は、平塚市 固定資産税課（平塚市役所本館 2 階 214 番窓口）にて「未納がない旨の証明書」を取得してください。<br>※証明書は、申請日から 3 ヶ月以内に発行されたもの。 |

事業者の氏名・名称・住所の変更等により、申請書の内容と許可書・届出書の記載が一致しない場合は、法人の登記事項証明書の写し等の提出を依頼する可能性があります。

また、法人であって、対象期間中に事業譲渡を行っている場合、契約書の写し等、譲渡の事実が確認できる書類変更前後の継続性が確認できる書類の提出を依頼する可能性があります。

#### （４）申請に関する注意事項

- 提出方法は、原則郵送のみとします。
- 書類に不足や不備がある場合は、原則返送します。再提出いただき、内容に不備等がないことが確認できた時点で申請書の正式受領となります。
- 申請書の受領後、交付決定まで 1 か月程度かかります。
- 提出された書類は返却しませんので、必ず申請書の控えを保管してください。
- 必要に応じて追加資料等の提出を求める場合があります。
- 申請書類の作成および提出等、申請に係る経費は申請者の負担となります。
- 審査の結果、交付決定されないことや、交付申請額から減額して交付決定することがあります。

## 8 交付決定

交付申請に基づき、審査を経て支援金の交付決定の可否を決定します。

- （１）審査結果は、書面（平塚市運送事業者燃料高騰対応支援金支給決定通知書）にて通知します。
- （２）審査の経過・結果に関するお問い合わせには、一切応じられません。
- （３）審査の結果、不支給となる場合があります。
- （４）支援金の交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。

## 9 交付決定の取り消し及び返還

以下のいずれかに該当した場合は、支援金の交付決定を取り消すことがあります。また、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて支援金を返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき
- (2) 支援金の交付決定の内容、またはこれに付した条件、その他法令等に違反したとき
- (3) 申請要件に該当しないことが判明したとき
- (4) その他平塚市貨物運送事業者燃料高騰対応支援金交付要綱に違反したとき

## 10 その他注意事項

### (1) 書類の管理

支援金交付事業に関する書類（交付申請時等の市への提出書類、交付決定通知等の市から受け取った書類、経費支出の証拠書類等）は、令和9年4月1日から5年間保存しなければなりません。

### (2) 事業者名等の公表について

支援金の交付を受けられた対象者に関しては、企業名、代表者名、住所、金額等を公表する場合があります。

### (3) 現地調査について

申請内容の確認のため、予告なく現地調査を行うことがあります。調査の結果、申請内容に不正が認められる場合は、支援金の返還のほか、必要な措置を講じます。

### (4) アンケート調査の協力について

支援金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するため、アンケート調査を行う場合があります。また、ご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人及び個社を特定できない形で公表する可能性があります。

### (5) 企業訪問への協力について

支援金の交付を受けられた対象者に対し、市内事業者にとって本事業が更に効果的なものとなるよう、企業訪問を行うことがあります。

### (6) 本市関連事業への活用について

支援金の申請及び交付にあたって収集した企業名、代表者名、住所等については、今後本市の関連施策の周知等に活用させていただくことがあります。

### (7) その他

本事業は、この募集要領によるほか、平塚市貨物運送事業者燃料高騰対応支援金交付要綱の定めるところに従って実施されます。

## 11 よくある質問

Q 1. 神奈川県が実施している同様の支援金を受給しましたが、平塚市の支援金も申請できますか？

A 1. はい、受給可能です。本支援金は神奈川県が実施する支援金との併給（両方の受給）を制限しておりません。ただし、他の市町村から同一の趣旨で支給される支援金を受給している場合は対象外となります。

Q 2. 「みなし大企業」は対象外とありますが、具体的にどのようなケースですか？

A 2. 資本金が 3 億円以下であっても、以下のいずれかに該当する場合は「大企業の関連会社」とみなされ、対象外となります。

発行済株式の総数または出資価格の総額の 2 分の 1 以上を、同一の大企業が所有している場合。

発行済株式の総数または出資価格の総額の 3 分の 2 以上を、複数の大企業が所有している場合。

Q 3. 令和 8 年 2 月に平塚市内で開業しました。対象になりますか？

A 3. 対象外です。本支援金は「令和 8 年 1 月 1 日以前」に事業の許可または届出を行い、かつ同日時点で市内に営業所を有して営業している事業者が対象となります。

Q 4. 平塚市外に本社がありますが、市内に営業所があります。申請できますか？

A 4. はい、可能です。本社が市外であっても、平塚市内の営業所について許可または届出がなされており、令和 8 年 1 月 1 日以前から申請日時点で引き続き市内で営業実態があれば対象となります。

Q 5. 一般貨物自動車運送事業（緑ナンバー）と貨物軽自動車運送事業（黒ナンバー）の両方を行っている場合はどうなりますか？

A 5. 併給はできません。両方の事業を行っている場合は、支給額の高い「一般貨物自動車運送事業者（20 万円）」として申請してください。

Q 6. 保有車両がすべて電気自動車（EV）ですが、対象になりますか？

A 6. はい、対象になります。今回の要綱では燃料の種類による制限を設けていないため、事業許可等を受けた中小事業者であれば、電気自動車やハイブリッド車のみを保有している場合でも申請可能です。

Q 7. バイク便（二輪車）のみの事業者は対象になりますか？

A 7. 対象外です。本支援金における「自動車」は、道路運送車両法に基づき三輪以上の自動車等を想定しており、二輪の自動車および原動機付自転車のみによる事業者は対象に含まれません。

Q 8. 貨物軽自動車運送事業者ですが、車検証のコピーは全車両分必要ですか？

A 8. 1台分のみで結構です。本支援金は事業者単位の定額支給であるため、車両ごとの審査は行いません。ただし、営業実態を確認するために特定の車両の車検証や、許可証・届出書の写しの提出をお願いしています。

Q 9. 「市税の完納」とはどの税目ですか？

A 9. 法人市民税、個人住民税、固定資産税、軽自動車税など、平塚市に納付すべきすべての税目に滞納がないことが条件です。

Q 10. 平塚市外にも営業所がありますが、営業所があるすべての市町村の完納証明書が必要になりますか？

A 10. 平塚市から発行される完納証明書だけご提出をお願いします。他の市町村の証明書は不要です。

以 上